

- ⑮ 研究開発法人、大学等の研究者等についての無期転換ルールの適用に当たっては、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第99号)により、法第18条について、無期転換申込権が発生する通算契約期間を10年とする特例が設けられています(平成26年4月1日施行)。
当該特例の詳細については、平成25年12月13日付け基発1213第4号「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の施行について」が発出されています。
- ⑯ 福島国際研究教育機構の研究者等についての無期転換ルールの適用に当たっては、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」(令和4年法律第54号)により、法第18条について、無期転換申込権が発生する通算契約期間を10年とする特例が設けられています(令和4年6月17日施行)。
当該特例の詳細については、令和4年6月17日付け基法発0617第1号「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について」が発出されています。
- ⑰ 専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についての無期転換ルールの適用に当たっては、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」(平成26年法律第137号)により、法第18条に関する特例が設けられています(一部を除き平成27年4月1日施行)。
当該特例の詳細については、平成27年3月18日付け基発0318第1号「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」が発出されています。